

教員養成セミナー 9月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養トレーニング
合格PASSPORT

◆第13回◆教育時事③

教育相談・部活動ガイドライン
障害者教育

講師：本田 辰雄

テーマ1

文部科学省「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり」（2017年1月）

テーマ1

1. SC及びSSWの役割や連携の在り方

● 児童生徒の相談体制の充実を図る

この資料は児童生徒の悩みや不安を受け止める相談体制の充実を図る観点から、スクールカウンセラー（以下、SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）の役割や連携の在り方などが示された報告である。

Point!

2017年3月の学校教育法施行規則の改正により、SCとSSWについて明記された。

第65条の2 スクールカウンセラーは、小学校における（1 児童の心理）に関する支援に従事する。

第65条の3 スクールソーシャルワーカーは、小学校における（2 児童の福祉）に関する支援に従事する。

テーマ1

2. 今後の教育相談体制の在り方

●未然防止，早期発見及び支援・対応等への体制構築

これまでの教育相談は，どちらかといえば事後の個別対応に重点が置かれていたが，今後は，不登校，いじめや暴力行為等問題行動，子供の貧困，児童虐待等（以下「不登校，いじめ等」という。）については，事案が発生してからのみではなく，（1 **未然防止**），（2 **早期発見**），（3 **早期支援・対応**），さらには，事案が発生した時点から事案の（4 **改善・回復**），（5 **再発防止**）まで一貫した支援に重点をおいた体制づくりが重要である。

その際，地域における活動が不登校，いじめ等の未然防止，早期発見及び支援・対応に資することがあることから，例えば，**コミュニティ・スクール**や**地域学校協働本部**を活用するなど地域と連携した体制とすることが重要である。

テーマ1

2. 今後の教育相談体制の在り方

●コミュニティ・スクール（学校運営協議会）

＜主な役割＞

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営**について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- 教職員の任用**に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

●地域学校協働本部

幅広い地域住民や団体等の参画により形成された緩やかなネットワーク。地域学校協働活動推進員を中心とした多様なメンバーで構成されている。活動内容は、放課後子ども教室や家庭教育支援など。

テーマ1

2. 今後の教育相談体制の在り方

- 学校内の関係者がチームとして取り組む

現在の学校には、教員が有している視点とは別の観点から児童生徒を見ることができる学校医・学校歯科医の配置のほか、心理の専門家である SC、福祉の専門家であるSSW等が配置されつつある。

こうしたことから、関係者が情報を共有し、チームとして取り組むため、既存の（6 **校内組織**）を活用するなどして、早期から**組織として気になる事例を洗い出し検討するための会議**（（7 **スクリーニング会議**））を定期的実施し、解決すべき問題又は課題のある事案については、必ず**支援・対応策を検討するための**（8 **ケース会議**）を実施することが必要である。なお、これらの会議には、**校内の生徒指導・教育相談担当教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、SC、SSW等関係教職員**だけでなく、事案によっては、校外の関係機関職員が参加することが有効である。

テーマ1

2. 今後の教育相談体制の在り方

● 関係機関と連携した体制づくり

また、こうした組織的な連携・支援体制を維持するためには、学校内に、児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、SCやSSWの役割を十分に理解し、初動段階のアセスメントや関係者への情報伝達等を行うコーディネーター役の教職員の存在が必要である。

さらに、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（答申）（平成27年12月 中央教育審議会答申）や「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定）等も踏まえ、地域及び福祉等関係機関との連携協働を図ることが必要である。

なお、これまで教員が行ってきた児童生徒への支援の全てをSC及びSSWが担うということではなく、互いの職務を理解し、専門性を活かしながら協働することが重要である。

テーマ1

3. SC及びSSWの職務内容

●SCの職務

・ 心理に関する高度な専門的知見を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の未然防止、早期発見及び支援・対応等や学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒、障害のある児童生徒・保護者への支援に係る助言・援助等のため、これらを学校として認知した場合や災害等が発生した場合等において、様々な技法を駆使して児童生徒、その保護者、教職員に対して、**カウンセリング、情報収集・見立て**（（1 **アセスメント**））や**助言・援助**（（2 **コンサルテーション**））を行うとともに、**全ての児童生徒が安心した学校生活を送ることができる環境づくり等**を行うことが求められる。

・ さらに、SCは個々の児童生徒のみならず**学校全体**を視野に入れ、心理学的側面から**学校アセスメント**を行い、個から集団・組織にいたる様々なニーズを把握し、学校コミュニティを支援する視点を持つ必要がある。

テーマ1

3. SC及びSSWの職務内容

●SSWの職務

・児童生徒の最善の利益を保障するため、**ソーシャルワーク**の価値・知識・技術を基盤とする**福祉**の専門性を有する者として、学校等においてソーシャルワークを行う専門職である。スクールソーシャルワークとは、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の（3 **就学支援**）、（4 **健全育成**）、（5 **自己実現**）を図るため、**ソーシャルワーク理論に基づき、児童生徒のニーズを把握し、支援を展開すると共に、保護者への支援、学校への働き掛け及び自治体の体制整備への働き掛けを行う**ことをいう。そのため、SSWの活動は、児童生徒という個人だけでなく、**児童生徒の置かれた環境**にも働き掛け児童生徒一人一人の**QOL（生活の質）**の向上とそれを可能とする学校・地域をつくるという特徴がある。

テーマ1

4. SCによる、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

●児童生徒及び保護者からの相談対応

- ・学習や対人関係、家庭の問題等で悩みや不安が生じ、児童生徒が自主的に面談を希望する場合や、日常の様子から心配な児童生徒を発見した場合等において、これらの児童生徒との面談等を行う。
- ・児童生徒は、自分の気持ちを言葉でうまく表現できない場合もあることから、SCは、**児童生徒の心の代弁者として、面談等を通じ児童生徒が考えていること、感じていること、心の状態を把握し、支援策を立案し助言する**必要がある。
- ・児童生徒への支援のため児童生徒に関する悩みや不安を抱える **(1 保護者)**との面談も行う。面談を通じて、児童生徒に対する理解と対応の仕方を保護者に対して助言する必要がある。

テーマ1

4. SCによる、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

- 児童生徒及び保護者からの相談対応（続き）
 - ・ 児童生徒及び（1 **保護者**）との面談の結果、心理学的な支援以外の支援が必要と判断した場合は、管理職及び校内組織に対し又はケース会議において報告する必要がある。
 - ・ 相談内容に応じて、学級担任、養護教諭及びSSWとの情報共有や、学校内外の関係者から聞き取り等を行いつつ、校長に報告・相談した上で、学校内のケース会議等を通じて支援策を組織的に検討し、**組織として支援を行うこと**が重要である。

テーマ1

4. SCによる、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

●学級や学校集団に対する援助

・学校・学級における課題の把握のため、必要に応じ授業観察や学校行事への参加、休憩時間や給食時間に児童生徒と一緒に過ごす（給食を一緒に食べる）といった活動及び集団の状況が把握できる種々な調査法の活用等を通じ、**個々の児童生徒、児童生徒間の関係、集団の状態等のアセスメントを行う**。その結果に基づき、当該集団に必要な取組や支援策を立案し、教職員に対する助言・援助を行うことが必要である。

・また、学級環境の調整を支援したり、学校の状況に応じて児童生徒に対し人間関係を構築するための社会的スキルを育てる（2 **心理教育プログラム**）を実施したりする必要がある。さらに、全ての児童生徒が安心した学校生活を送れる環境づくりについて、学校に対して提案・助言を行う役割も期待されている。

テーマ1

4. SCによる、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

- 学級や学校集団に対する援助（続き）

- ・個々の児童生徒本人のアセスメントにとどまらず、家族や教職員、地域の関係者など身近な支援者のアセスメントや児童生徒と支援者との関係性などを多面的・多層的に見立て、学校アセスメントを通しニーズを把握し、学級や学校集団に対する援助を行うことが重要である。

その他にも、**教職員や組織に対するコンサルテーションや児童生徒への理解、児童生徒の心の教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動**を行う。

テーマ1

5. SSWによる、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

- 地方自治体アセスメントと教育委員会への働き掛け
 - ・ 不登校児童生徒数やいじめの認知件数、暴力行為発生件数、児童虐待などの件数等から**自治体の特徴**、ニーズを把握し、地方自治体が課題や目標を設定する際や、教育委員会がSSWの活用目標や活動内容を決定する際に助言を行うことが必要である。（例えば暴力行為件数の減少、ケース会議の定例開催の徹底や関係機関等とのネットワークの構築などの目標を設定し、達成のための活動内容を決める。）

テーマ1

5. SSWによる、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

●学校アセスメントと学校への働き掛け

・課題を抱える児童生徒の状況、就職・進学率等の状況や学校における児童生徒への支援体制等を把握する。さらに、（1 **校内巡回**）により校内の日々の様子の観察（ゴミの散乱状況、靴箱の状況、学校備品などの破損状況など）、授業の参観や定例会議等への参加により、学校の状態やニーズを把握し、学校アセスメントを行うことが重要である。その結果に基づき、**学校内における連携・支援体制の構築、連携・支援チームへの支援や児童生徒の教育及び家庭環境の改善のために、どのような活動をすべきか目標を設定し具体的な取組を立案するなど、学校に働き掛ける必要がある。**また、全ての児童生徒が安心した学校生活を送れる環境づくりについて、学校に対して提案・助言を行う役割も期待されている。

テーマ1

5. SSWによる、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

- 児童生徒及び保護者からの相談対応
(ケースアセスメントと事案への働き掛け)
 - ・ 事案把握のための会議等の校内組織において検討された支援策に基づき、児童生徒及び保護者への（2 **個別**）対応に当たることを基本とする。こうすることにより、校内の複数の関係教職員が事案の情報を共有し、判断する仕組みを作ることが重要である。

テーマ1

5. SSWによる、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

- 児童生徒及び保護者からの相談対応
(ケースアセスメントと事案への働き掛け)
- ・ なお、児童生徒や保護者が学校に相談することに積極的でなく、状況の改善が図られない時は、SSWは、直接出向いて（（3 アウトリーチ））、状況に応じた形で、保護者の協力を得ながら、児童生徒に必要な支援策を探り、制度や地域の資源等様々な手段を提示することが重要である。さらに、支援を行う際には、関係機関や地域等連携先に対して、保護者の協力を得ながら、児童生徒の気持ちやニーズを代弁し（（4 アドボケート））、関係機関や地域等連携先からの支援につなぐことが重要である。なお、“つなぐ”とは、ニーズを児童生徒や保護者と共有し、その後も関係機関や地域等連携先との調整・仲介・連携を中心に担うことである。

テーマ1

5. SSWによる、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

- 児童生徒及び保護者からの相談対応
(ケースアセスメントと事案への働き掛け)
 - ・ 相談内容や児童生徒の状況に応じて、学級担任、養護教諭及びSCとの情報共有や、学校内外の関係者から聞き取り等を行いつつ、校長に報告・相談した上で、学校内のケース会議等を通じて支援策を組織的に検討し、**組織として支援を行う**ことが重要である。

テーマ2

部活動の在り方に関する各ガイドライン

テーマ2

1. 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成30年3月 スポーツ庁)

●生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する

本ガイドラインは、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程，中等教育学校前期課程，特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の運動部活動を主な対象とし，生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち，運動部活動が以下の点を重視して，地域，学校，競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

・ **知・徳・体**のバランスのとれた「**生きる力**」を育む，「**日本型学校教育**」の意義を踏まえ，生徒がスポーツを楽しむことで（1 **運動習慣**）の確立等を図り，生涯にわたって心身の健康を保持増進し，豊かな（2 **スポーツライフ**）を実現するための資質・能力の育成を図るとともに，バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること

テーマ2

1. 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成30年3月 スポーツ庁)

- 生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する
 - ・生徒の自主的，自発的な参加により行われ，（3 **学校教育の一環**）として教育課程との関連を図り，**合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと**
 - ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

※本ガイドラインの基本的な考え方は，**学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものである**ことから，**高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則として適用**し，速やかに改革に取り組む。その際，高等学校段階では，各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

テーマ2

2. 適切な運営のための体制整備

● (1)運動部活動の方針の策定等

ア～イ（略）

ウ （1 **校長**）は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、（2 **毎年度**）、「**学校の運動部活動に係る活動方針**」を策定する。

（3 **運動部顧問**）は、**年間の活動計画**（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに**毎月の活動計画及び活動実績**（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、（1 **校長**）に提出する。

エ （1 **校長**）は、上記ウの活動方針及び活動計画等を**学校のホームページへの掲載**等により**公表**する。

オ （4 **学校の設置者**）は、上記ウに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、**簡素で活用しやすい様式**の作成等を行う。なお、このことについて、都道府県は、必要に応じて（4 **学校の設置者**）の支援を行う。

テーマ2

2. 適切な運営のための体制整備

● (2)指導・運営に係る体制の構築

ア（ 1 **校長**）は、生徒や教師の数、（ 5 **部活動指導員**）の配置状況を踏まえ、**指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の**観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、**適正な数**の運動部を設置する。

イ（ 4 **学校の設置者**）は、各学校の生徒や教師の数、（ 5 **部活動指導員**）の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、（ 5 **部活動指導員**）を積極的に任用し、学校に配置する。（略）

ウ （略）

エ（ 1 **校長**）は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ～カ （略）

テーマ2

2. 適切な運営のための体制整備

Point!

学校教育法施行規則第78条の2

（5 **部活動指導員**）は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

（5 **部活動指導員**）は、学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）である。学校の教育計画に基づき、（1 **校長**）の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。（1 **校長**）は、（5 **部活動指導員**）に部活動の顧問を命じることができる。

テーマ2

3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

●(1)適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の（1 **健康管理**）（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、（2 **事故防止**）（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び（3 **体罰・ハラスメント**）の根絶を徹底する。都道府県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

テーマ2

3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

●(1)適切な指導の実施

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために**休養**を適切に取ることが必要であること、また、**過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと**等を正しく理解するとともに、**生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎**を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた**科学的トレーニングの積極的な導入**等により、休養を適切に取りつつ、（4 **短時間**）で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する**保健体育**担当の教師や（5 **養護教諭**）等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

テーマ2

4. 適切な休養日等の設定

- 休養日及び活動時間等を設定する
ア運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。
- 学期中は、週当たり（1 **2日以上**）の休養日設ける。（平日は少なくとも（2 **1日**），土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも（3 **1日以上**）を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 長期休業中の休養日の設定は、**学期中に準じた扱い**を行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、**ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。**
- 1日の活動時間は、長くとも平日では（4 **2時間**）程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は（5 **3時間**）程度とし、できるだけ**短時間**に、**合理的でかつ効率的・効果的**な活動を行う。

テーマ2

4. 適切な休養日等の設定

●休養日及び活動時間等を設定する

イ都道府県は、1(1)に掲げる「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を（6 設定）し、（7 明記）する。

ウ**学校の設置者**は、1(1)に掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を（6 設定）し、（7 明記）する。また、下記工に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ**校長**は、1(1)に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を（6 設定）し、（8 公表）する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

オ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市区町村共通の**部活動休養日**を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

テーマ2

5. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1)生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が**男女ともに二極化の状況**にあり、特に、中学生女子の約（1 2）割が（2 60分）未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、**女子**や（3 障害のある生徒）等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、（4 競技志向）でなく（5 レクリエーション志向）で行う活動、（6 体力づくり）を目的とした活動等、**生徒が楽しく体を動かす習慣の形成**に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ**地方公共団体**は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、**複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。**

テーマ2

5. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- 文化部活動の特色と課題

- 文化部活動は、**生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義**を有するものであるが、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方、活動頻度や活動時間など極めて多様である。例えば生徒のニーズを見ても、自らの目標を達成する活動として大会やコンクール、コンテスト、発表会など（以下「大会等」という。）に積極的に挑戦する生徒もいれば、友人との（1 **コミュニケーション**）や（2 **自己肯定感を高める居場所**）として大切にしている生徒、中には部活動をきっかけに将来にわたり芸術文化等の専門家としての道を歩む生徒もいる。

テーマ2

6. 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成30年12月 スポーツ庁)

● 文化部活動の特色と課題

一方，部活動の選択肢が少ない等の消極的理由で文化部活動に入部する生徒もいる。また，活動頻度や活動時間についても，**年間を通して積極的に活動を行い，練習時間や拘束時間が長時間に及ぶ部もあれば，大会等に向けて特定の時期に集中的に活動する部もあり，週1～2日短時間の活動をするだけの部もある。**

○また，文化部活動の中には，本来の活動に加え，週休日等に地域からの要請により（3 **地域の行事や催し等**）に参加したり，（4 **運動部の応援**）として試合に同行したりすることによって，活動時間が長時間に及んだり，休養日がとりづらくなっている場合もある。

テーマ2

6. 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成30年12月 スポーツ庁)

- 「運動部ガイドライン」との比較

- 「運動部ガイドライン」では、（5 **スポーツ医・科学**）の観点を含め検討が進められ、**休養日及び活動時間等**について基準を示したところである。一方、このように多様な文化部活動については、（5 **スポーツ医・科学**）といった一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいが、いかなる部活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また（6 **望ましい生活習慣の確立**）の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進められるべきである。

テーマ3

障害者教育

テーマ3

1.障害者基本計画（第4次）

●障害者基本計画の基本的考え方

障害の有無によって分け隔てられることなく，国民が相互に人格と個性を尊重し合う（1 **共生社会**）の実現に向け，可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに，いわゆる「（2 **社会モデル**）」を踏まえつつ，障害に対する理解を深めるための取組を推進する。また，高等教育における障害学生に対する支援を推進するため，（3 **合理的配慮**）の提供等の一層の充実を図るとともに，障害学生に対する適切な支援を行うことができるよう**環境の整備に努める**。さらに，障害者が，学校卒業後も含めたその一生を通じて，自らの可能性を追求できる環境を整え，地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう，生涯を通じて教育やスポーツ，文化等の様々な機会に親しむための関係施策を**横断的かつ総合的に**推進するとともに，（1 **共生社会**）の実現を目指す。

テーマ3

1.障害者基本計画（第4次）

- インクルーシブ教育システムの推進

- 障害のある幼児児童生徒の（4 **自立**）と（5 **社会参加**）に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、基礎的環境の整備を進めつつ、（6 **個別の指導計画**）や（7 **個別的教育支援計画**）の活用を通じて、**幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等**（以下「全ての学校」という。）に在籍する障害のある幼児児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。こうした取組を通じて、障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の（8 **教育的ニーズ**）に最も的確に応える指導を受けることのできる、**インクルーシブ教育システム**（包容する教育制度）の整備を推進する。

テーマ3

2. 「学校における交流及び共同学習の推進について～「心のバリアフリー」の実現に向けて～」 (平成30年2月2日 心のバリアフリー学習推進会議)

●現状と取組の方向性

○交流及び共同学習を継続して取り組んでいくためには、各学校が、交流及び共同学習によって児童生徒等のどのような資質・能力を育成するのかを明確にした上で、年間を通じて（1 **計画的**）に取組を進めていくことが重要であり、**教育課程**を編成する際に、各教科等において効果的に**交流及び共同学習の機会**を設ける必要がある。交流及び共同学習は、スポーツや文化芸術活動などのイベントのような形でなくとも、**道徳、総合的な学習の時間、特別活動や各教科**など、様々な授業を活用して行うことができる。

テーマ3

2. 「学校における交流及び共同学習の推進について～「心のバリアフリー」の実現に向けて～」 (平成30年2月2日 心のバリアフリー学習推進会議)

●現状と取組の方向性

- 障害について（2 **形式的**）に理解させる程度にとどまっていたり，障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等が単に一緒に過ごしたりする程度にとどめることなく，児童生徒等が主体的に取り組む活動に発展させ，児童生徒等がお互いの正しい理解と認識を深め，その後の日常の生活における行動の（3 **変容**）を促すものにする必要がある。
- 交流及び共同学習を，その場限りの活動だけで終わらせないためには，児童生徒等に対する十分な（4 **事前学習**）と（5 **事後学習**）を行うことが重要である。

テーマ3

3. 学校における医療的ケアの実施に関する検討 会議（平成31年2月28日）

- 学校における医療的ケアに関する基本的な考え方

(1) 学校で**医療的ケア**を行う場合には、教育委員会において、**看護師**等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、各学校に**医療的ケア児**の状態に応じた看護師等の適切な配置を行うこと。また、各学校においては、看護師等を中心に教職員等が連携協力して医療的ケアに当たること。

(2) 医療的ケア児の状態に応じ、必ずしも看護師等が直接特定行為を行う必要がない場合であっても、看護師等による**定期的な巡回**や医師等といつでも相談できる体制を整備するなど（1 **医療安全**）を確保するための十分な措置を講じること。

テーマ3

3. 学校における医療的ケアの実施に関する検討 会議（平成31年2月28日）

● 医療的ケアに係る関係者の役割分担

(1) 当該医療的ケア児が在籍する学校やその設置者である**教育委員会**は安全に医療的ケアを実施するため、関係者の役割分担を整理し各関係者が相互に連携協力しながら、それぞれの役割において責任を果たしていくことが重要であること。

また、教育委員会や学校だけでなく、医療行為についての責任を負う主治医や、子の教育について第一義的な責任を負う保護者など、医療的ケア児に関わる者それぞれが、学校における医療的ケアの実施に当たり、責任を果たすことが必要であること。

(2) 教育委員会や学校は、役割分担例を参考に、教職員や医療関係者、保護者等の**役割分担**を整理すること。

テーマ3

3. 学校における医療的ケアの実施に関する検討会議（平成31年2月28日）

Point!

役割分担例

○全ての教職員

- ・医療的ケア児と学校における医療的ケアの（2 **教育的意義**）の理解
- ・医療的ケアに必要な（3 **衛生環境理解**）
- ・看護師等・認定特定行為業務従事者である教職員との（4 **情報共有**）
- ・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策・緊急時のマニュアルの作成への協力
- ・（5 **自立活動**）の指導等
- ・緊急時の対応